

議第六十四号

岐阜県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

岐阜県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和七年六月十九日提出

岐阜県知事 江崎 禎 英

岐阜県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県職員の育児休業等に関する条例（平成四年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第二号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く」を「を除く。次条において同じ」に改める。

第二十六条の見出し中「部分休業」を「第一号部分休業」に改め、同条第一項を次のように改める。

法第十九条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業（以下「第一号部分休業」という。）の承認は、三十分を単位として行うものとする。

第二十六条第二項及び第三項中「部分休業」を「第一号部分休業」に改め、同条の次に次の四条を加える。

（第二号部分休業の承認）

第二十六条の二 法第十九条第二項第二号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業（以下「第二号部分休業」という。）の承認は、一時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第二号部分休業を承認することができる。

- 一 一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数
- 二 第二号部分休業の残時間数に一時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

（法第十九条第二項の条例で定める一年の期間）

第二十六条の三 法第十九条第二項の条例で定める一年の期間は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

(法第十九条第二項第二号の条例で定める時間)

第二十六条の四 法第十九条第二項第二号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

一 非常勤職員以外の職員 七十七時間三十分

二 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間

(法第十九条第三項の条例で定める特別の事情)

第二十六条の五 法第十九条第三項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第二項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第三項の規定による変更(以下「第三項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第二十七条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第二十七条 法第十九条第六項において準用する法第五条第二項の条例で定める事由は、職員が第三項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十九条第二項第二号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和八年三月三十一日までの間における同条第一項に規定する部分休業の承認の請求をする場合における改正後の第二十六条の四の規定の適用については、同条第一号中「七十七時間三十分」とあるのは「三十八時間四十五分」と、同条第二号中「十」とあるのは「五」とする。

(岐阜県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

3 岐阜県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和四年岐阜県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三十八項中「第八条の規定」を「岐阜県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(令和七年岐阜県条例第 号)」に改め、「及び第二十六条第一項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

提 案 説 明

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、拡充された部分休業制度に関し必要な事項を定めるため、この条例を定めようとする。

